- - -五 五 の の - - -

五の二二

〇・六七九六

〇・六七九六 〇・六七九六 〇・六七九六 〇・六七九六

一五の八 一五の七

○· 六八二八 ○· 六七九六 六七九六

〇・六七九六 〇・六七九六 〇・六八二八 〇・六八一一 〇・六八一一 〇・六八一二

〇・六七九六

一六七九六

〇・六八二八 〇・六八一二

ー ー 五 五 の の 六 三

〇 · 六八一二

〇・六八一二

〇・六八四三

〇・六八四三

干害の防備

町村森林整備

町村に係る市 の所在する市 は、当該立木 ができる立木 採をすること 主伐として伐

上のものとす 標準伐期齡以 計画で定める

〇・六八一二

・六八四三

ー ー 五 五 の の 二 ー

森

林

0

所

在

場

所

全

面

積

山本郡

三種町

四の三

〇・八五四一

九・一三五八

九 · · · 八 五 四 · · · 二 三 五 八 · · ·

九・一三五八

〇・八五四一 四・九〇七四 九・七四一九

防備

土砂の流出の

のとおり)

のとおり)

のとおり)

(附属明細書

(附属明細書

、附属明細書

0.011111

四の二 四の一

四・九○七四一九

四・九〇七四

郡

市

町

村

(大字)

字

地

番

ヘクター

ル

台

帳

実測又は見込 (ヘクタール)

> 実測又は見込 保安林指定面積

指定の目的

立.

木

0

0) 施

方

法

指

定 伐 採

業

要

(ヘクタール)

伐採種別

標準伐期齢

採に係るもの 別の場合の伐

限度

立木の伐採の

(八一・秋田地域振興局建設部)

公



○宅地建物取引業者の所在及びその事務所の所在地の不確知 ○保安林の指定の予定(八○・森林整備課)……………1 ○救急病院の認定(七九・医務薬事課)……………1 示 目 次 ページ

### 告

示

## 秋田県告示第七十九号

3

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一

○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一九)………6 ○公職の候補者の資金管理団体の届出(一八)…………6 ○政治団体の収支に関する報告書(一七) ………………6 ○政治団体の解散の届出(一六)…………… ○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出 ○政治団体の設立の届出 選挙管理委員会告示 <u>五</u> 5 : : 4 3

○県営土地改良事業の換地処分

(鹿角地域振興局農林部)

3

公安委員会告示

: 7

海区漁業調整委員会指示

○雑踏警備業務に係る検定の実施(一七・生活安全企画課)

○漁業法による採捕の制限(一)……………………7

であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき告示する。 一項及び第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第

条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したの 同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。 平成二十一年二月二十四日 名 称 所 在 秋田県知事 地 平成二十四 認定の有効期限 寺 田 典

城

### 秋田県告示第八十号

	L

### 五十嵐記念病院 ||秋田市土崎港中央一丁目| 十七番二十三号 月二十日 年

平成二十一年二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 1

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	山本郡
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三種町
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	下岩川
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	田ノ沢
一五の六四	一五の六三	一五の六二	一五の六一	一五の六〇	一五の五九	一五の五八	一五の五六	一五の五五	一五の五四	一五の五三	一五の四九	一五の四八	一五の四七	一五の四六	一五の四五	一五の四四	一五の四〇	一五の三九	一五の三八	一五の三七	一五の三六	一五の三五	五の三三	五の三二	五の三一	五の三〇	一五の二九	一五の二八	一五の二六	一五の二五	一五の二四		$\mathcal{O}$	一五の二一	$\mathcal{O}$	$\mathcal{O}$	$\mathcal{O}$	0	$\mathcal{O}$	
〇・六七九六	〇・四九六八	〇・二〇七八	〇・四一七一	〇・六七九六	〇・六七九六	〇・二七九六		〇・六七九六	〇・六七九六	〇・六七九六	〇・三〇九三	〇・六七九六	〇・六七九六			〇・六七九六		〇・六七九六			〇・六七九六		〇・六七九六	〇・六七九六	〇・六七九六	〇・六七九六			〇・六七九六	〇・六七九六	〇・六七九六	〇・六七九六	〇・六七九六	〇・六七九六	〇・六七九六	〇・六七九六	〇・六七九六	〇・六七九六	〇・六七九六	〇・六七九六
〇・六七九	0	0	0	0	〇・六七九六	0	0	0	0	0	0	$\circ$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	$\circ$
					〇・六七九六																																			〇・六七九六
_																																								

平成21年2月24日(火曜	日)		秋		Ш		県		公		Ŧ	報								5	存 20	)57	号	
この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取ら申出がないときは、同条の規定に基づき、当該三十日をもつて当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。平成二十一年二月二十四日 秋田県知事 寺 田一 商号 株式会社 心	号)第六十七条第一項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の所在及びその水田県告示第八十一号	(「附属明細書」	11 11	"	"	"	u 1	y !	<i>"</i> , "	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	山本郡
日から三十日を経日から三十日を経 大田 和太田 和太田 和	条第一項の規定に基地建物取引業法の所在及物取引業者の所在及	細書」は、	" "	"	"	"	11 11	y 1	, ,	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三種町
十日を経過しても当該 同条の規定に基づき、 建物取引業者の免許を 建物取引業者の免許を 秋田県知恵 株式会社 心	)第六十七条第一項の規定に基づき、公告すないので、宅地建物取引業法(昭和二十七次の宅地建物取引業者の所在及びその事務所田県告示第八十一号	省略し、農	" "	"	"	"	<i>lı l</i> ı	<b>y</b> (	<i>", ",</i>	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	下岩川
を を を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	き、公告する。 合っている おんしょう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょ はんしょう はんしょう はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	林水産部森林	" "	"	"	"	u u	y 1	<i>"</i> , <i>"</i> ,	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	田ノ沢
この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者か申出がないときは、同条の規定に基づき、当該三十日を経過し日をもつて当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。 平成二十一年二月二十四日 秋田県知事 寺 田 典 城商号 株式会社 心	4づき、公告する。(昭和二十七年法律第百七十六公びその事務所の所在地を確知で	整備課及び山本語	七七三二	七一	七〇	六 5	六 <i>計</i> カカ カラ	1、月 月 の 日 日	六五の四	六五の三	六五の二	六五の一	一五の七七	一五の七六	一五の七五	一五の七四	一五の七三	一五の七二	一五の七一	一五の七〇	一五の六九	一五の六八	一五の六七	一五の六五
公 告  平成二十一年二月十七日県営土地改良東平成二十一年二月十七日県営土地改良東平成二十一年二月十七日県営土地改良東平成二十一年三月二十四日	五 免許証番号 西 免許証番号	農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに三種町役場に備え置いて縦覧に	〇・三三四八	· 二 <sub>六</sub>	・〇五六		○・ラセカカー	つ・たとれた		•	〇・六七九六	·			•		〇・六七九六	〇・二六二五	〇・四六二五	〇・〇〇九三	〇・一八二八	・六七	<u>·</u>	〇・一七三四
-四日 現営土	秋田県知事 平成二十年	Dに三種町役場に	〇・三三四八	・二六五	〇・〇五六二		○・ラセオカ		<ul><li>○・六七九六</li></ul>	〇・六七九六	〇・六七九六				・六七九	〇·四〇〇〇	〇・六七九六	〇・二六 五	〇・四六二五	〇・〇〇九三	〇・一八二八	〇・六七四〇	〇・一一八七	〇・一七三四
告 地改良事業(寺鉢川地区担い手 したので、土地改良法(昭和二 したので、土地改良法(昭和二 をの二第十項において準用す	一月十五日 (二) 一八七五号 市外旭川字前谷地四十番地一	【備え置いて縦覧に供する。)	〇・三三四八	・二六五	〇・〇五六二	0	) (			0	〇・六七九六	0	0	$\circ$	0	〇・四〇〇〇	0	〇・二六二五	0	〇・〇〇九三	〇・一八二八	〇・六七四〇	〇・一一八七	〇・一七三四
秋選管告示第十四号  W選管告示第十四号	選挙管理委員会告示 秋田県知事 寺 田 典 城																							_

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体 その他の政治団体

						定 秋									
会自由民主党秋田県支部連合	自由民主党秋田市支部	第1総支部 民主党秋田県参議院選挙区	国 ? E 介 c 名 禾	<b>文</b> 台団本の名称	政党	定により、平成二十一年一月一日から同月三十一日までの間に次善政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条の規 <b>秋選管告示第十五号</b>	栗山尚記後援会	ほそや洋造後援会	渡部聖一後援会聖友会	後藤たかし後援会	渡部聖一聖風会	畠山かねみ後援会	とざわ祐一後援会	鈴木斌次郎後援会	政治団体の名称
代	会計	会計		異		がら同月三仏律第百九									
表者	責任者	責任者	Į	<b>基</b> 動事頁		十一日ま	高田田	小林	金湖	後藤	渡部	畠山	兎澤	鈴木	代表
鈴木	工藤	菊地				<b>での間に次</b>	正蔵	勝征	敏 章	健	聖	誠夫	祐一	礼	代表者氏名
洋一	郎	子	新	内			山崎	(表) 在 (注)	本間	阿部義	加賀亮	島山健	茂木	鈴 木 美喜雄	会計責任者氏名
			利	rı		平成二十一年二月二十四日第七条の二第一項の規定に治団体から届出事項に異動	豊鹿角市	大仙市	論 由利本	人大仙市	三由利本	正 南 秋 田	悟鹿角市		名
津谷永光	小林和雄	後藤健				平成二十一年二月二十四日同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、	鹿角市花輪字下花輪百六十八—二 新町商店に	大仙市神宮寺字家後四十三―六	由利本荘市本田仲町三十一	大仙市刈和野字小野四十五—一	由利本荘市中梵天七十七—五	南秋田郡八郎潟町字一日市二十九番地	鹿角市花輪字柴内太田谷地十七—六	潟上市天王字羽立百七十五	主たる事務所の
			IΞ	容		秋田県選挙管	新町商店街振興組合内								所 在 地
平成二十一年一月二十九日	平成二十一年一月二十二日	平成二十一年一月十六日	} 4	<b>国</b> 出 年 月 日		秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一	平成二十一年一月二十六日	平成二十一年一月二十三日	平成二十一年一月十九日	平成二十一年一月十五日	平成二十一年一月九日	平成二十一年一月八日	"	平成二十一年一月六日	届出年月日

二 その他の政治団体

松浦大悟事務所	治団体の名	浦大悟事務所	新一内	来への決断		平成二十一年一月六日 届 出 年 月 日
松浦ブ情事発戸	会計責任者	丹 内 モモコ		後藤健		刊 成 二 十 一 年 一 月 デ 日
すずき洋一後援会	代表者	戸田直人		西 村 常三郎		平成二十一年一月七日
渡部幸男後援会	会計責任者	渡部健		籾 山 祐二郎		"
県支部県支国小売酒販政治連盟秋田	所 在 施地	F 秋田市保戸野通町五―三十一	十一 北都銀行通町支店2	秋田市大町五丁目四番十号 北都銀	北都銀行秋田支店二階	平成二十一年一月十四日
たかお後援会	代表者	工藤鶴蔵		菊 池 章		平成二十一年一月十六日
松浦大悟事務所	会計責任者	菊 地 陽 子		丹 内 モモコ		"
髙橋謙後援会	会計責任者	健		大沼新一		平成二十一年一月二十九日
一 その他の政治団体 一 年一月一日から同月三十一日まで一項の規定により、平成二十一年一月一日から同月三十一日まで外選管告示第十六号	一月一日から同月三十		平成二十一年二月二十四日規定に基づき、告示する。の間に次の政治団体から解散の届出があったので、	ったので、同条第三項の	秋田県選挙管理	秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
政	治団体の名称	10	代表者氏名	解散年月日	届	出年 月日
ふじがき宏秋後援会			上村清一	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年	一年一月五日
柳田弘矢島町後援会			佐藤清圓一	平成二十年十二月二十四日	平成二十一年一月九日	十一月九日
21世紀の会			石井亥治	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年	平成二十一年一月十四日
伊藤祐耕後援会			伊藤	平成二十年十二月三十日	平成二十一年	平成二十一年一月二十一日
大里祐一後援会			大里祐一	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年	平成二十一年一月二十二日

月24日(火曜日)				秋		Щ	圻	₹	公		報								第2	205	15	
三項の規定により、次の公   三項の規定により、次の公   三項の規定により、次の公	後藤	渡部聖	鬼	出をした者の氏々	資金管理団体の屋		イ 収入・支出。			ત	報告年月日 平原	政治団体の名称	(1) その他の政治団化	1 収入及び支出のある	I 報告書の要旨		平成二十一年二月二十	る。	たので、同法第二十条第	一項の規定により、政治的	政治資金規正法(昭和)	秋選管告示第十七号
公職の候補者から資金一十三年法律第百九十	健 大仙市議会議!	由利本荘市長	一鹿角市議会議员	2 耶 0 種	公戦の重		の内訳	人額	の繰越額	つ総領	成21年1月9日	柳田弘矢島町後援会	*	2 団体	7. /o F = // /o F // /o F // // /o F // // // // // // // // // // // // /	#解17%解1扇の曲舟	十四日		一項の規定に基づき、	団体から収支に関する	一十三年法律第百九十	
		渡部聖一聖風会		名	H.		<u>&lt;</u>	50,000円	56,000円	106 000 11		₹ (平成20年分)			6 5 1 1	日 中 侚 一	1		その要旨を公表す	報告書が提出され	-四号)第十七条第	
でき、告示する。平成二十一年				称					<u> </u>	<b>\</b>	(Z) 1	イ収プ	Ž Ž	A		( <del>\</del> \)	報告年月	政治団ク	17			(Z) T
十二月二十四日かあったので、法第十九条の二第一項の	大仙市刈和野字小野四十五——	由利本荘市中梵天七十七—五	鹿角市花輪字柴内太田谷地十七—六	主たる事務所の所な	貸 金 管 理 団			政治活動費  绍維汗動患	1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	かの角の女人	又人の内訳	、・支出の内訳	5出総額	5年の収入額	1年からの繰越額	7. 炎出の総額	月日 平成21年1月14日	kの名称 <b>21世紀の会</b> (平成20年分)	파	政治団体からの寄附	<b></b>	収入の内訳
り規定 に基 				地	体		40,806円	40,806円	119	11011			40,806円	119円	40,687円	40.806日			50,000円	50,000円	50,000円	
秋田県選挙管	後藤健	渡部聖一	鬼 澤 祐 一	代表者氏名			秋田県選挙管		あったので、同法第十九条の	二頁つ見定ここ)、欠つ公衆政治資金規正法(昭和二十	秋選管告示第十八号						ふじがき宏秋後接会(平成		政治団体の名称		(1) その他の政治団体	2 収入及び支出のない団体
- 理 - 委員 会 委員	平成二十一	平成二十一	平成二十一				理委員会委員	Í	の二第一項の	つ 英甫音い				三分)	3	(4)	20年分)		<b>冷</b> ——			<b>本</b>
貝長 田中 伸 一	年一月十五日	年一月九日	年一月六日	<b>年</b>	F ]		見長 田 中 伸 一		規定に基づき、告示する。	らう 一角				平成21年 1 月22日		平時21年1月21日	平成21年1月5日		報告年月日			
	三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事   平成二十一年二月二十四日   政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第   づき、告示する。	では、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事   平成二十一年二月二十四日   1	変 部 型 一       由利本荘市長       渡部聖一聖風会       中人選管告示第十九号       大仙市議会議員       技術を表示する。       大仙市議会議員       大仙市議会議員       大仙市以和野字小野四十五一       後 藤 健 平成二十一年一月九日         ・ 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第一項。 でき、告示する。       項の異動の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基本       一項の規定に基本       秋田県選挙管理委員会委員長田中         ・ 政治学・大仙市規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事       「でき、告示する。」       中国の規定に基本       大仙市刈和野字小野四十五一       後 藤 健 平成二十一年一月九日         ・ 政治学・大仙市 現前の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事       「でき、告示する。」       「でき、日本の上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上	東	出をした者の氏名	Real Hamiltonian   19   19   19   19   19   19   19   1	Yu   20   20   20   20   20   20   20   2	A	The Diff of th	1.157   1.	Tag	19日   19	2月(1)   19   19   19   19   19   19   19	(1) 本の高が原が原語会         40806円         (2) 大光微質         40806円         (2) 大光微質         40806円         (2) 大光微質         (2) 大光微質         40806円         (2) 大光微質         (2) 大光微質         40806円         (2) 大光微質         (3) 大光微質         (4) 大光微質         (4) 大光微型         (5) 大观公         (6) 表现法         (7) 表现法         (7) 表现法         (7) 表现公	119日   大川市の   119日   119日	2000年   1   2000年   2000年	「藤墨 英がお母子を担づるとの表による素質等	中央	る。         本で成二十一年二月二十四日         集務管理のよう。         工作の科学会社         本に対から発展的         40.885円         本に対から発展的は「不適にする」         本に対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対		2000年   2000	

N

齊	松
藤	浦
光	大
喜	悟
湯沢市長	参議院議員
齊藤光喜後援会	松浦大悟事務所
公	の資金
職の種類	名型団体
	松
湯沢市長	松浦大悟事務所
湯沢市議会議員	未来への決断を支える会
平成二十一年一月十六日	平成二十一年一月六日

### 公 安 委 員 会 告 示

## 秋田県公安委員会告示第17号

条の規定により、公示する。 年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7 のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次

(4)

平成21年2月24日

検定を実施する警備業務の種別及び級 秋田県公安委員会委員長 张  $\mathbb{H}$ 疒 揃

検定規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務に係る2級

実施場所 平成21年5月25日(月)午前9時から午後5時まで

ယ

秋田市寺内神屋敷3番1号

秋田県青少年交流センター

秋

30人(先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。)

(1) 秋田県内に住所を有する者 受検資格

(2) 秋田県内の営業所に属している警備員 受検申請手続

時から午後5時まで 受付期間 平成21年4月13日 (月) から同月17日 (金 (金) までの午前9

2 申請場所 申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警

(3) 提出書類

検定申請書 1通

る書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 秋田県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明す

る書面 警備員にあっては、当該営業所に属していることを疎明す 秋田県外に住所を有し、秋田県内の営業所に属している

> 三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメー トルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載した 2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上

代理人が提出する場合は、本人からの委任状

ることとする。 ルの街 検定申請書の提出は、申請者又はその委託を受けた者によ

ただし、検定申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は 検定申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

(1) 学科試験

警備業務に関する基本的な事項

法令に関すること。

雑踏の整理に関すること。

Ţ

人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合

2

人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合

(1) 検定当日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分ま

(2) 検定に際しては、受検票及び筆記用具を持参し、検定を受

(電話018-863-11111内線3043~3045) 又は最寄りの警察署生 検定について不明の点は、秋田県警察本部生活安全企画課

検定試験を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

かった者に対しては、実技試験を行わない。 なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しな

における応急の措置に関すること。

雑踏の整理に関すること。

における応急の措置に関すること。

ルの街

けやすい服装とすること。

活安全課に問い合わせること。

## 海区漁業調整委員会指示

# 秋田海区漁業調整委員会指示第1号

限る。)によるいかつり漁業の操業について、次のとおり指示す 秋田県沖合海域における動力漁船(総トン数5トン未満の船舶に 漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、

平成21年2月24日

秋田海区漁業調整委員会会長 加 藤 桁

#

(操業の承認) いかつり漁業の操業期間は、5月1日から翌年2月末日まで

指示取扱要領により船舶ごとに秋田海区漁業調整委員会(以下 「本委員会」という。)の承認を受けなければならない。 いかつり漁業を営もうとする者は、別に定めるいかつり漁業

(承認の有効期間)

年2月29日までの各年2月末日まで)とする。 外に住所を有する者にあっては1年以内(許可の日から平成24 ては3年以内(許可の日から平成24年2月29日まで)、秋田県 前号の承認の有効期間は、秋田県内に住所を有する者にあっ

4 根拠地 (陸揚港) は、次の中から2港以内を選定するものと する。ただし、県内に住所を有する者はこの限りではない。 八森港 船川港(椿港を含む。) 秋田港 平沢港 金浦港

(1) 第2号の承認を受けた者(以下「操業者」という。) ればならない。 は、都道府県または漁業協同組合ごとに船団を編成しなけ

 $\Omega$ 

項に変更があった場合でも、同様とする。 所在地を本委員会に届け出なければならない。当該届出事 船団の責任者は、速やかに、船団名簿及びその事務所の

(漁獲成績報告書の提出)

6

操業者は、漁期終了後、速やかに、漁獲成績報告書を本委員

第2057号 7 操業の場合、次の事項を遵守しなければならない。 会に提出しなければならない。 (操業上の制限) (1) 漁獲物は、本委員会が承認した根拠地 (陸揚港) 以外の地 (3) 定置網の周囲2,000メートル以内において操業しないこ (2) 集魚灯の光力は、合計180キロワットを上限値とする。 場合又は本委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでな に陸揚げしてはならない。ただし、天災その他やむを得ない

(5) 操業期間中承認章旗及び標識を当該船舶の見やすい箇所に (4) 他種漁業の操業を妨げないこと。

(指摘事項等の遵守) を遵守すること。

(7) 漁業の秩序を維持し、本漁業の安定向上を図るため、秋田

県いかつり漁業協会が本委員会と協議のうえ取り決めた事項

(6) 操業協定及び漁獲物等の処理については、秋田県いかつり

掲示するとともに、承認証を船内に備え付けておくこと。

漁業協会と協議すること。

 $\infty$ 

(指摘違反に対する取扱い) て指摘した事項を遵守しなければならない。 操業者は、前号に定めるもののほか、本委員会が必要と認め

(指示の有効期間) あった場合には、承認を取り消すことがある。 漁業秩序の確立を図るため、前号の指摘に違反した漁船が

9

10 この指示の有効期間は、平成21年4月1日から平成24年2月 29日までとする。

行 者 秋 田 県

発

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

月三千六百七十五円(税込)

印 印 刷 刷 者 所 秋田市山王七丁目五番二十九号 Railmatsubara(@matsubaransatsuco.jp Rymallmatsubara(@matsubaransatsuco.jp Rymallmatsubara(matsubaransatsuco.jp Rymallmatsubara(matsubaransatsuco.jp Rymallmatsubara(matsubaransatsuco.jp Rymallmatsubaransatsuco.jp Rymallmatsubaransatsuco.jp Rymallmatsubara(matsubaransatsuco.jp Rymallmatsubaransatsuco.jp Rymallmatsubaransatsubaransatsuco.jp Rymallmatsubaransatsub